

松江市告示第526号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条  
第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間  
一般の縦覧に供する。

令和6年12月11日

松江市長 上 定 昭 仁



| 路線<br>番号 | 路 線 名      | 供 用 開 始 の 区 間<br>起 終 点 点            | 供用開始日      | 図面<br>番号 | 備考 |
|----------|------------|-------------------------------------|------------|----------|----|
| 40524    | 片 江 13 号 線 | 松江市美保関町片江1000番4地先<br>" " " 1022番1地先 | 令和6年12月11日 | 1        |    |

# 位置図 No. 1

供用開始路線 ●○○○○○○○○▶ 片江13号線

